

# スポーツ推進委員功労者表彰実施要項

昭和57年9月	2日	文部大臣裁定
平成12年3月	31日	一部改正
平成13年1月	6日	一部改正
平成13年4月	3日	一部改正
平成20年4月	1日	一部改正
平成21年4月	1日	一部改正
平成23年8月	24日	一部改正

## 1 趣 旨

スポーツ推進委員（体育指導委員を含む。）として地域スポーツの推進に功績顕著な者を文部科学大臣がスポーツ推進委員功労者として表彰し、その功に報いるとともに、今後における地域スポーツの一層の推進に資する。

## 2 表彰の基準

表彰の対象者は、以下の各号の基準を満たす者でなければならない。

- (1) 通算しておおむね10年以上にわたり、スポーツ推進委員（スポーツ基本法（平成23年法律第78号）による改正前のスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条の体育指導委員を含む。3（2）において同じ。）として市区町村における各種スポーツ事業の実技指導及び企画等に尽力し、地域スポーツの推進に顕著な功績を挙げたと認められる者であること。
- (2) 原則として、社団法人全国体育指導委員連合（昭和50年9月27日に社団法人全国体育指導委員連合という名称で設立された法人をいう。）から、同連合の表彰規程に基づく表彰を受けたことのある者であること。
- (3) 文部科学大臣（平成13年1月5日以前は文部大臣）から「生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰実施要項（昭和43年8月15日文部大臣裁定）」に基づき生涯スポーツ功労者として表彰されたことのない者であること。

## 3 推薦方法

- (1) 都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、2に定める基準に従い候補者を選び、別紙様式による推薦書を作成し、文部科学大臣に提出するものとする。

この場合、都道府県教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、その長）は、スポーツ関係者等からなる選考委員会の議を経て推薦するものとする。

- (2) 候補者の推薦人数は、各都道府県ごとに、表彰を行う年度の4月1日現在における当該都道府県内市区町村のスポーツ推進委員の人数の合計数を600で除して得た人数（端数は四捨五入とする。）を上限とする。

なお、基準時における当該都道府県内市区町村のスポーツ推進委員の人数の合計数が600人未満の場合は、推薦人数を1人とする。

#### 4 被表彰者の決定

被表彰者については、都道府県教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、その長）から推薦されたものを、文部科学大臣が審査の上、決定する。

#### 5 表彰の時期及び方法

表彰は毎年度1回、全国スポーツ推進委員研究協議会の際に、文部科学大臣の表彰状を授与して行う。

#### 6 その他

この実施要項により難い特別の事情があるときは、都道府県教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、その長）は事前に文部科学省と協議するものとする。